# 令和6年度児童手当制度改正のご案内

令和6年10月(12月支給分)から児童手当の制度が改正されます!

# ○主な変更点について

① 高校生までが支給対象となります

支給対象が中学生から高校生まで拡充されます。

② 所得制限が撤廃されます

所得制限がなくなり、高校生までの児童を養育している すべての家庭が支給対象となります。

③ 第3子以降の支給額(多子加算)が変わります

第3子以降の支給額が30,000円に増額します。

④ 多子加算のカウント方法が変わります

経済的負担のある大学生年代(平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ)の子から第1子とカウントされます。

⑤ 支払時期が年6回になります

支払時期が、偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月) に変わります。

変更点	制度改正前	制度改正後
手当月額	●3歳未満 15,000円 ●3歳~小学校修了前まで 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ●中学生 10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 (特例給付)5,000円 ●所得上限限度額以上 →支給無し	●3歳未満 第1・2子 15,000円 第3子以降 30,000円 ●3歳~高校生 第1・2子 10,000円 第3子以降 30,000円





# < 児童手当制度改正 手続き要否確認チャート>

現在、平取町から児童手当(特例給付)を受けていますか



大学生年代(H14.4.2生~H18.4.1生の 子ども)の子どもを養育しており、**3**人 以上の子どもを養育していますか。



申請手続きが 必要です。



手続きは必要 ありません。



高校生以下の子ども (H18.4.2以降に生まれた子ども) を養育していますか。



申請手続きが 必要です。



支給対象外です。

※子どもと別居している場合(町外も含む)は別途申請が必要です。

#### ○申請が必要な方

- ①所得制限により、児童手当を受給していない方
- ②高校生の子どものみを養育している方
- ③高校生以下の子どもを養育しており、かつ大学生年代の子どもを含めて 3人以上の子どもを養育している方
- ④平取町に<u>住所がない</u>高校生以下の子どもを養育している方
- ⑤平取町に<u>住所がない</u>大学生年代の子どもを含めて3人以上の子どもを養育 している方
- **→**①~③に該当する方は、<u>平取町から別途通知いたします</u>。
  - ④~⑤に該当する方は、下記連絡先までお問合せください。

# ○申請が不要な方

- ・児童手当または特例給付を受給中の方で、平取町に<u>住所がある</u>子どもが 3人未満であり、高校生のお子さんを養育している
- ・児童手当または特例給付を受給中の方で、平取町に<u>住所がある</u>子どもが 3人以上であり、令和6年度末で19~22歳までの子どもを養育していない
- ➡増額の対象となる場合は、平取町の職権にて増額改定の手続きを行います。 増額の対象者へ12月支給日までに決定通知書を送付いたします。

# ○申請受付期限

1次締切 令和6年11月 8日(金)

※締切期間を過ぎると支給が遅れる可能性があります。

最終締切 令和7年 3月31日 (月)

お問い合わせ先

平取町役場 保健福祉課子育て支援係 電話: 4-6112 (直通)